

行政・司法各部門の支部図書館と専門図書館の連絡情報誌

びぶろす—Biblos

67号 (平成27年1月)



特集：著作権（基礎編）

表紙写真：(背景) 官報. 1899 年 03 月 04 日 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2947990>

(後ろから) 蓬生 (源氏香の図より) <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1305749>

蒸気船全図 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1307405>

吾輩八猫デアル. 上 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/888725>

河童 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2541083>

白秋童謡集 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1168778>

官報は、我が国最初の「著作権法」の公布時のもの。

国立国会図書館では古典籍資料、歴史的資料、児童書等幅広い資料を所蔵し、順次デジタル化している。

67号（平成27年1月） 目次

+++【特集：著作権（基礎編）】+++++

平成20年代の著作権法の改正と図書館

黒澤節男 2

図書館でのコピーサービスと著作権（著作権法第31条&第42条）

国立国会図書館利用者サービス部複写課 伊東雅之 8

著者の没年を探せ！

国立国会図書館利用者サービス部人文課 田中亮之介 10

【専門図書館紹介】

著作権研究にCRIC資料室の資料活用を

公益社団法人 著作権情報センター（CRIC） 深澤一央 12

+++++

【支部図書館紹介】

支部最高裁判所図書館を見学して

支部厚生労働省図書館 降旗紅子 14

平成26年度第100回全国図書館大会（東京大会）に参加して

支部会計検査院図書館 原田明子 16

日誌（平成26年9月～平成26年12月） 18

国立国会図書館刊行物紹介（平成26年9月～平成26年12月） 19

平成 20 年代の著作権法の改正と図書館

黒澤 節男※

1. はじめに

わが国の著作権法は明治 32 年（1899 年）に制定された。その中に図書館に直接関わる規定が盛り込まれたのは、昭和 45 年（1970 年）の大改正からだ。それも既に 45 年前の話ではある。昭和 45 年の大改正では第 31 条に「図書館等における複製」、第 37 条に「点字による複製等」の条文が新たに規定され、図書館における利用者の求めに応じた複写サービス、資料保存のための複製、点字による複製や点字図書館などでの録音サービスといった権利者の許諾を得ることなく行えるサービス等の範囲が定められた。

しかし、その後この二つの条文は何十回と行われている著作権法の改正でも長い間手付かずであった。やがて 2000 年代になり社会のデジタル化、ネットワーク化が進む中、ようやく第 37 条改正の動きがみられるようになった。これは専ら福祉を目的とする制限規定の拡大に目が向けられたためである。

(1) 平成 12 年（2000 年）改正

まず、平成 12 年改正で、第 37 条第 2 項が新しく追加され、コンピュータによる点字とその記録媒体から公衆送信（インターネット配信を含む）することが認められた。

更にこの時の改正で、第 37 条の 2 という新しい条文が追加され、「聴覚障害者のための自動公衆送信」つまり、聴覚障害者福祉施設が聴覚障害者に字幕をリアルタイムで送信することも認められた。

(2) 平成 18 年（2006 年）改正

次に、平成 18 年には、第 32 条第 3 項の改正に

より、視覚障害者福祉施設が音声データを視覚障害者のために配信することも許諾なしで行えるようになった。

(3) 平成 21 年（2009 年）改正：平成の大改正

このように 2000 年代に入ってから小さな改正が続いたが本格的な改正はやはり“平成の大改正”といわれる平成 21 年改正であろう。

その主な内容は、

- 1 インターネット等を活用した著作物等の利用の円滑化を図るための措置（権利制限制度、裁定制度の見直し）
 - 2 違法な著作物の流通抑制のための措置
 - 3 障害者の情報利用の機会の確保のための措置
- の 3 点であるが、主に図書館に関する改正条文として、

- 1 国立国会図書館における所蔵資料の電子化（第 31 条）
- 2 視覚障害者等のための複製等（第 37 条）
- 3 聴覚障害者等のための複製等（第 37 条の 2）が挙げられる。

国立国会図書館における資料のデジタル化は、デジタル時代の反映であろうし、福祉関係の制限規定の大幅見直しは、平成 26 年 1 月に批准した「障害者の権利に関する条約」¹の趣旨に沿った「障害者基本法の改正」など国内法整備の一環であろう。

(4) 平成 24 年（2012 年）改正

次いで、平成 24 年には、国立国会図書館のデジタル化資料のうち絶版等の理由により入手困難なものについてネットを通じて公共図書館等へ送信する形で、同館所蔵資料を全国で利用できるよ

※著者経歴 黒澤 節男：文部省入省後、文化庁著作権課、広島大学附属図書館事務部長、九州大学大学院芸術工学研究院教授等を歴任。著書に「Q&A で学ぶ図書館の著作権基礎知識（第 3 版）」（太田出版）<国立国会図書館請求記号：AZ-615-J103>、「[図書館と著作権](#)」（著作権情報センター）等。

¹ 第 30 条第 3 号「締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するための全ての適当な措置をとる。」

うにする改正が行われた。

(5) 平成 26 年 (2014 年) 改正

主として電子書籍に関して出版者の保護が図られた。

(6) その他：国立国会図書館法改正に関連して

その他、国立国会図書館法の改正に伴っての変動的な形ではあるが、平成 21 年と同 24 年に著作権法の改正が行われた。これは、国立国会図書館長が官公庁等のインターネット資料や民間のオンライン資料を同館の記録媒体に記録することを権利者の許諾を得ずに行えるようにしたものである²。

以上が著作権法の改正の変遷である。以下、本稿では、平成の大改正を中心によりくわしくその内容を取り上げていくこととする。

2. 平成 21 年改正³

(1) 国立国会図書館における所蔵資料の電子化 (第 31 条)

制定以来 40 年近く手付かずで 1 項のみの条文であった第 31 条「図書館等における複製」の条文に「第 2 項」という形で条文が追加され、権利者の許諾を得ることなく図書館資料の原本をデジタル化することが国立国会図書館に対して認められた。

前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 33 条の 2 第 4 項において同じ。）を作成する場

合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

これは、国立国会図書館が保存図書館であるという特殊性から、同館に限って特に認められた条文である。

国立国会図書館には、他の図書館と違う「納本」という制度がある。この制度はわが国唯一の国立図書館として、国内で出版された図書等を収集、保存して、広く国民に提供するため、国立国会図書館法に定められている制度であり、これによって出版社等は同館へ資料を納めることが義務づけられ、一方、国立国会図書館は、その納められた資料を文化的所産として良好な状態で後世に伝えていく責務を負う。

通常の図書館の資料の保存については、第 31 条第 1 項第 2 号によって稀覯本の紛失を防ぐ場合や汚損ページの補充などの場合に限って複製が認められているが、その時点では既に損傷や劣化が生じている資料が多く、それらをデジタル化しても粗悪な画像での保存にしかならない。本改正は、良好な状態で資料の保存をして後世に伝えるという国立国会図書館本来の目的に沿う形で、収集直後の良好な状態の資料のデジタル化が直ちにできるようにしたものである。

デジタル化が認められる対象物は特に限定されておらず、「図書館資料」であれば良く、書籍に限らず、録音・映像資料など納本対象になっている資料全てが含まれている。また、例えそれが著作権を侵害する資料であってもデジタル化は可能とされる。⁴

ただし、デジタル化できるデータは「必要と認められる限度」であるから、1 部しか所蔵していない資料であれば、1 デジタル化のみの複製となる

² 収集したウェブサイトは、収集時のオリジナルの状態のまま保存しており、「[WARP](#)」で利用できる。また、収集したインターネット上の電子書籍・電子雑誌は、「[国立国会図書館デジタルコレクション](#)」で利用することができる。（いずれのサービスも、一部は国立国会図書館内での利用に限る。）

³ 文化庁長官官房著作権課 解説「著作権法の一部を改正する法律（平成 21 年改正）について」『コピーライト』著作権情報センター発行、585 号、2010.1、p21< Z2-364>※以下同雑誌の発行者、請求記号は省略する。<>は国立国会図書館の請求記号。

⁴ 池村聡『著作権法コンメンタール別冊（平成 21 年改正解説）』勁草書房、2010.5、p22< AZ-615-J74>

のが原則である。

また、このデジタル化は、原本を公衆の利用に供することによる滅失、損傷、汚損を避けるために認められたものであるから、館内での閲覧や複写サービスなどはこのデジタル化したものを使用することが基本となる。

なお、相互貸借などで、借りる側の図書館にデジタル化したものを使用できる環境がない場合は、原本を使用することも考えられる⁵。

この条文の追加は、これまで積み重ねられてきた国立国会図書館所蔵資料のデジタル化という事業をさらに一步も二歩も加速させるもので、ある意味デジタル時代の象徴的な出来事であった。当時、同館の館長であった長尾真氏がわが国のデジタル化に関する分野の第一人者であり、国立大学図書館のデジタル化の推進者であったことと無縁ではないだろう。

(2) 視覚障害者等のための複製等 (第 37 条)

平成 21 年改正のもう一つの目玉がこの視覚障害者等のための複製の規定である。

従来の規定 (第 37 条第 3 項) では、自由に録音サービスができる施設を点字図書館等に限定しており、公共図書館が録音サービスをしようとする、原則に従って権利者の許諾を得た上で録音をしなくてはならなかった。図書館や視覚障害者にとっては手続きのわずらわしさや時間的な問題等々必ずしも満足できるものではなかったので、この改正による範囲拡大は朗報であろう。

まず、改正された条文である第 37 条第 3 項を見てみると

視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式 (視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。) により公衆に提供され、又は提示されているものについて、専ら視覚障害者等で当該方式によつては

当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信 (送信可能化を含む。) を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第 79 条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

大きく変わったのは次の 3 点である。

第 1 は、複製等のできる主体について、従来は点字図書館等福祉の増進を目的とする施設に限られていたが、この改正では、その枠を大きく外して視覚障害者等のための複製が認められる者として、公共図書館や大学図書館、国立国会図書館、更には、NPO 法人なども含まれるようになった。その「認められる者」は政令 (著作権法施行令) 第 2 条に定められている。

なお、公共図書館の場合、司書等が置かれていることが前提になっているが、これは健常者への流用がないかといった利用者確認体制が法令通り運用されていることを担保するためのものである。

第 2 は、資料を利用できる対象が、「視覚障害者」から「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」に拡大したことである。それにより、発達障害や色覚障害、弱視者など障害の種類によらず、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者に対象が広がった。

第 3 は、複製の種類が従来は「録音」に限定されていたところを、今回の改正で「当該視覚障害者等が利用するために必要な方式」に拡大したことから、録音の外、拡大図書、布の絵本、立体絵本、テキストデータなど提供を受ける個々の障害者の障害の種類や程度に応じて必要な方式での提供が可能となったことである。

注意が必要なのは、ただし書きに規定している

⁵ 加戸守行『著作権法逐条講義 六訂新版』著作権情報センター,2013.8,p261< AZ-615-L22>

ように、権利者側等が許諾をして同じような方式で録音物等が提供されている場合には、それとの競合を避ける意味でも、また権利者の利益を阻害しないためにも無断複製は認められないということである。

(3) 聴覚障害者等のための複製等 (第 37 条の 2)

この規定も、前条と同様に本改正で大幅に変更された。改正された第 37 条の 2 は次のようなものである。

聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者（以下この条及び次条第 5 項において「聴覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であつて、聴覚によりその表現が認識される方式（聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。）について、専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第 79 条の出版権の設定を受けた者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

一 当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は

自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うこと。
二 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること（当該聴覚著作物に係る音声の文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。）。

変更があったのは以下の 3 点である。

第 1 は、複製等ができる主体についてである。従来主体については、聴覚障害者の福祉増進を目的とする事業を行う者に限られていたが、今回の改正で、前条と同様に公共図書館や大学図書館、更には、NPO 法人なども認められるようになった⁶。

第 2 は、資料を利用できる対象を「聴覚障害者」から「聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者」に拡大したことである。それにより、聴覚障害者のほか聴覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な発達障害や難聴等の障害者も利用対象に含まれるようになった。

第 3 に、認められる行為がこれまでの「字幕のリアルタイムでの自動公衆送信」から聴覚著作物の「音声部分」を文字にすることなど当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式によって複製し、自動公衆送信を行うことや専ら当該聴覚障害者向けの貸出しの用に供するため複製ができることになり、字幕入り映画の貸出が可能となった。

なお、(2) 及び (3) の改正によって発生した問題に関しては、「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会⁷」の中に置かれた「障害者サービスワーキングチーム」で協議が続けられ、平成 22 年（2010 年）2 月に「ガイドライン」が作られている。⁸

3. 平成 24 年改正⁹

前述のように、平成 21 年改正によって第 31 条

⁶ 「認められる者」は政令第 3 条に定められている。

⁷ 図書館における著作物の利用に関して協議するために、平成 16 年（2004 年）5 月に設立。権利者側と図書館側との各団体が委員を派遣して構成。

⁸ 『障害者サービスと著作権法』日本図書館協会障害者サービス委員会・著作権委員会編、日本図書館協会、2014.9、<UL711-L10>

⁹ 文化庁長官官房著作権課 解説「著作権法の一部を改正する法律（平成 24 年改正）について」『コピーライト』618

第2項が追加され、国立国会図書館において所蔵資料のデジタル化が認められたが、デジタル化された資料について情報提供施設として図書館が果たす重要性を踏まえて、利用者への情報提供などその有効活用を図るべきとの国会での附帯決議¹⁰もあり、平成24年改正では更に一步進んだ形で改正が行われた。デジタル化資料の一部を大学図書館や公共図書館にネット送信することも認めたのである。

第31条第3項は次のように規定する。

国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を1人につき一部提供することができる。

第3項で規定しているのは、第2項でデジタル化した資料のうち、「絶版等資料」で一般に入手することが困難な図書館資料に限って、著作権法施行令第1条の3に定める公共図書館や大学図書館等の求めに応じて提供できるようにしたものである。ただし、権利者の不利益にならないよう、同館がデジタル化した全ての資料が送信できるわけではなく、「絶版等資料」に限定していることについては特に注意する必要がある。

なお、サービスについては、政令で定める図書館が無条件でサービスを利用できるのではなく、希望する図書館が国立国会図書館に申請し、承認を受けた図書館がその対象となる。

また、提供を受けた送信先では、第31条第1項

第1号の規定と同様の要件で、閲覧のみならず利用者に対して資料の複製物を作成し提供ができることとした。

なお、第3項によって、第2項の規定により記録媒体に記録された複製物を用いて自動公衆送信を行うことができるようになったことにともない、その整合性を図る観点から第2項についても所要の改正が行われている。

ちなみに国立国会図書館は、平成14年(2002年)10月に「[近代デジタルライブラリー](#)」で明治期刊行図書約3万冊のデジタル化資料を公開して以来、継続的に資料のデジタル化を推進しており、平成27年1月末現在、約246.5万点のデジタル化資料が「[国立国会図書館デジタルコレクション](#)」で提供されている。そのうち、半分以上の約137.6万点は、第3項による送信サービスの開始にもなって、本サービスの利用を希望する図書館内で利用可能になっている¹¹。

4. 平成26年改正¹²

昨年も著作権法の一部改正が行われたが、この改正は、デジタル化やネットワーク化がさらに進み電子書籍の出版が増加する一方、著作物に関して違法な状態がネット上に広がっていることから、出版者保護の観点から、そして俳優や舞踊家等が行う視聴覚実演に関してまとめられている北京条約に対応した改正を行ったものである。

この改正はこれまで、紙媒体による出版権の設定のみを出版者に付与していた権利を、CD-ROM等による出版やインターネット送信による電子出版を引き受ける者に対しても同様の権利を与えるなどしたもののだが、詳細については紙面の都合により省略する。

5. 国立国会図書館法によるインターネット資料

号,2012.10,p16

今西頼太「平成24年著作権法改正と図書館業務」『びぶろす』国立国会図書館総務部,59号,2013.5

¹⁰ 平成21年6月11日付参議院文教科学委員会附帯決議

¹¹ 小坂昌「報告/図書館向けデジタル化資料 送信サービスの現況と課題」『コピライト』639号,2014.7,p18

¹² 文化庁長官官房著作権課 解説「著作権法の一部を改正する法律(平成26年改正)について」『コピライト』642号,2014.10,p20

の収集及びオンライン資料の収集のための複製（第42条の4）

国立国会図書館法の一部改正に伴い、平成21年と24年の改正で行われ、現在次のような条文が追加されている（第42条の4¹³）。

国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）第25条の3第1項の規定により同項に規定するインターネット資料（以下この条において「インターネット資料」という。）又は同法第25条の4第3項の規定により同項に規定するオンライン資料を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料又は当該オンライン資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができる。

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる資料を提供するために必要と認められる限度において、当該各号に掲げる資料に係る著作物を複製することができる。

一 国立国会図書館法第24条及び第24条の2に規定する者 同法第25条の3第3項の求めに応じ提供するインターネット資料

二 国立国会図書館法第24条及び第24条の2に規定する者以外の者 同法第25条の4第1項の規定により提供する同項に規定するオンライン資料

参考までに国立国会図書館法第25条の3には、

館長は、公用に供するため、国、地方公共団体、独立行政法人等が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

とある。これは、書籍や雑誌等の刊行物と同じように、ウェブサイトや電子書籍のようなインターネット資料等も文化財としてとらえ、永久にこれを図書館資料として国立国会図書館において保存

しようとするものである。同21年改正では、国や地方公共団体等のウェブサイト等をインターネット資料として、同24年改正では、書籍などと同様に民間の出版した電子書籍等をオンライン資料として、各々国立国会図書館長が必要と認められる限度で記録媒体に記録できることを国立国会図書館長に認めた¹⁴。

6. おわりに

現在、[文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会](#)において「視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約（仮称）」への対応についての審議が行われている。この条約では、視覚障害者に加えて肢体不自由者（身体障害により書物を支えること又は扱うことができない人）が対象になっており、国内法において権利制限規定を設けることが求められているので、今回説明した条文の改正又は新規の条文の追加が近々話題になるであろう。¹⁵

筆者が著作権行政に携わったのは、昭和46年（1971年）からである。すでに半世紀近く前の古い話ではあるが、近年の著作権法の改正が時代の要請に応える形で行われていることは喜ばしい限りである。特に昭和の大改正時代と違って、それぞれの分野で権利者・使用者の話し合いの場が持たれ、お互いの真摯な話し合いの中からあるべき姿の追求が行われ、法改正や運用での解決が図られていることに対する関係者の熱意に心からの敬意を表したい。著作権の世界は、著作者（権利者）あつての使用者であり、使用者あつての著作者（権利者）である。

当事者の意向を無視した形で、いやしくも外圧によって、例えば著作権の保護期間の延長が決められるようなことがあってはなるまい。

（くろさわ せつお）

¹³ 平成24年改正で別の条文が追加されたことにより、第42条の3から第42条の4に繰り下げられている。

¹⁴ [オンライン資料収集制度、インターネット資料収集保存事業](#)

¹⁵ 森孝之特別講演録「著作権行政をめぐる最新の動向について」『コピライト』643号,2014.11,p18

【特集：著作権（基礎編）】

図書館でのコピーサービスと著作権 (著作権法第31条&第42条)

国立国会図書館利用者サービス部複写課 伊東 雅之

図書館で所蔵されている資料のコピーは、著作権法に基づいて行われる。本稿では、図書館でのコピーサービスに関連の深い著作権法第31条と第42条について、[国立国会図書館（以下「当館」という）での対応事例](#)も含めて紹介する。

1. 著作権法第31条

図書館の資料は大半が著作物であるが、著作物は著作権の保護期間内は原則として著作権者の許諾を得ずに利用できない。ただ、なんらかの理由で著作権保護期間内の著作物を著作権者の許諾なしに利用できる場合がある。

たとえば、図書館の果たしている公共的奉仕機能に鑑み、図書館におけるコピーについて定めたのが、著作権法第31条である。本稿では、同条のうち一般利用者の調査研究目的のコピーについて定めた第1項第1号について取りあげる。

同号では、図書館が利用者の求めに応じ、調査研究のために著作物の一部分¹を一人につき一部コピーして提供することを認めている。したがって、目的は調査研究でなければならず、娯楽や観賞のためのコピーは認められていない。ただし、発行後相当期間を経過した定期刊行物の場合に限って個々の著作物の全部がコピーできる。そして、一人につき一部での提供という制限があるので、同じ部分を複数部数コピーしての提供はできない。

当館の一般利用者のコピー申込は、ほとんどがこの第31条第1項第1号に基づいたものである。同号に基づく申込の際に、職員が複写カウンターでまず確認するポイントは、定期刊行物かどうかである。発行後相当期間経過した定期刊行物であれば、個々の記事・論文・楽譜・絵画・写真などをコピーすることが可能となる。ただし、定期刊行物1冊すべてのコピーはできず、コピーできる分量は全体の半分以下となる²。なお、発行後相当期間は、定期刊行物の刊行頻度によって判断する。例えば週刊誌は1週間、月刊誌は1か月、季刊であれば3か月としている。いわゆる最新号など発行後相当期間を経過していない定期刊行物は、著作権法上は個々の著作物の一部分まではコピーできることになるが、当館では一律コピーを提供していない。これは、当館の所蔵資料が出版社等からの納本に拠っていることから、迅速な納本推進のため、流通を妨げないよう配慮しているためである。

定期刊行物ではない資料の場合、利用者は同号本文のとおり、個々の著作物の半分までのコピー申込となる。書下ろし小説のように、一冊が一著作物から成るような資料の場合は、本文の半分以下の範囲のコピーが可能なので、利用者にとって分かりやすい。一方、全集、短編集、論文集、詩集、写真集、画集などは、収録された個々の論文・詩・写真・絵画等が一著作物のため、各論文・作品の半分以下し

¹ 著作物の一部分の解釈については、「少なくとも著作物の半分を超えないもの」と解されている（「[著作権審議会第4小委員会（複写複製関係）報告書](#)」）。

² 執筆者に著作権があるほか、記事・論文等を選択・配列した雑誌編集部等に編集著作権があるため。

かコピー申込ができないこととなる。例えば、1冊200ページの論文集があり、ある研究者が20ページの論文を書いていた場合、論文20ページ全てのコピー申込はできず、10ページ分まで³で申込をしてもらうことになる。個々の写真や絵画が見開き2ページで掲載されている図書の場合は、1ページ分のみのコピーが可能で、1ページに作品が収まっている場合は申込ができない。厚い1冊の本のごく一部のコピーにもかかわらず申込できない場合もあり、利用者の理解を得られないことがある。このような事例で参考になるのが、図書館におけるコピーと著作権について争われた[多摩市立図書館事件（最高裁平成9年1月13日）](#)である。判決では、事典のなかの著作者が明示されている一項目を一著作物と解し、一項目全部のコピーを認めなかった図書館の行為に違法性はないとしている。先ほどのような場合には、この判例も交えて利用者に納得してもらうよう説明をしている。

2. 著作権法第42条

著作権法第42条は、裁判手続のため、立法・行政目的のため、または特許・薬事行政等の手続のために必要と認められる限度で、著作物をコピーすることを認めている。当館では、著作権法第42条に基づくコピー申込も受け付けている。

まず、裁判目的のコピー申込があった場合、裁判手続⁴のために必要な場合に該当するかどうかを確認する。具体的には、証拠書類として弁論・陳述の根拠としての提示や、将来裁判手続を開始するための準備が該当する。申込ができるのは、裁判の当事者、弁護士等の裁判の代理人⁵、鑑定人等である。

立法・行政目的のコピー申込があった場合、国会関係者が法案審議や国政調査のために必要な場合か、国や地方公共団体の職員が事務を遂行するために必要な場合か、など目的が適正か確認する。また、内部資料として必要としている場合に限られるので、複製物が外部に配布される資料は対象とならない。コピー申込できるのは、立法・行政機関やその職員に限られる。特許・薬事行政等の手続のためのコピー申込についても、審査のために必要かどうかを判断して受け付ける。

調査研究目的でのコピーと異なり、著作権法第42条に基づくコピーは、著作物の一部分、一人につき一部、といった条件はなく、必要と認められる限度においてコピーできるため、著作権者が本来有する権利をより制限することになる。したがってコピー申込の手続を厳重にしており、申込の際に複写申込書だけではなく、特別複写許可申請書という別の申請書の提出も必要としている。

なお、著作権法で認められているとはいえ、図書館が必ず第31条第1号、同42条に基づくコピーサービスをしなければならないわけではない。例えば当館が納本図書館という性質上最新号のコピーは提供していないように、運用上の基準は、果たすべき役割や利用者の利用状況などを勘案して、各図書館が判断すべきものである。

(いとう まさゆき)

³ この場合の10ページはまとめて10ページでも複数個所で計10ページでもよい。

例：pp.1～pp.20の論文の場合 pp.1～pp.10でもpp.1～pp.4、pp.7～pp.12でも複写可能。

⁴ 通常の裁判所での手続の他、海難審判庁による海難審判、公正取引委員会の審決手続など、行政庁の行う審判等も含まれる。

⁵ 弁護士事務所の事務員など代理で申込に来た場合も含む。

著者の没年を探せ！

国立国会図書館利用者サービス部人文課 田中 亮之介

複写サービスや資料のデジタル化にともなう著作権保護期間（著者の没後50年）の調査等で、図書館ではしばしば著者の没年調査が必要になります。国立国会図書館でも人物の没年に関する問合せが多いため、調べ方案内「[著者の没年を調べるには](#)」を「[国立国会図書館リサーチ・ナビ](#)」で公開し¹、来館者にはパスファインダー「著者の没年を調べる」を配布しています。今回はこれらを基に、著者調査に役立つツールをご紹介します。

1. インターネット・サイトで調べる

日本人の著者の場合

(1) [NDL-OPAC](#)

書誌情報の「著者標目」に没年が付記されている場合があります。

(2) [Web NDL Authorities](#)（国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス）

NDL-OPAC に収録されている著者標目の典拠データを検索することができます。

(3) [国立国会図書館デジタルコレクション](#)

画面左側「書誌情報」の「公開範囲」の項に、著作権保護期間が満了か否かが表示されます²。

(4) [「青空文庫」](#)

以下のページで確認することができます。

[トップページ](#)>[資料](#)>[著作権が消滅した作家](#)

外国人の著者の場合

(5) [米国議会図書館 OPAC](#)

(6) [英国図書館 OPAC](#)

米国議会図書館や英国図書館など、各国立図書館の OPAC で検索すると、著者標目として生没年が記されていることがあります。

(7) [VIAF](#)³（バーチャル国際典拠ファイル）

個人名典拠には生没年が記されていることがあります。

2. 参考図書で調べる

(8) [『人物レファレンス事典 明治・大正・昭和（戦前）編』](#)<GB12-G5>⁴（約 47,000 人）

主要な人物事典、百科事典等 72 種の日本人の総索引です。生没年も記載されています。

(9) [『人物レファレンス事典 郷土人物編』](#)<GB12-J8, GB12-J9>（約 93,000 人）

(8) には採録されていない県別人物事典、県別百科事典等 111 種にある人物の索引です。

(10) [『外国人物レファレンス事典 20 世紀』](#)<GK2-G10>（約 65,000 人）

(8)、(9) の西洋人、東洋人版です。出典となる事典ごとに生没年の記載があります。原綴が不明な場合はカナ索引で検索します。

(11) [『CD 現代日本人名録：物故者編. 1901-2000』](#)<YH231-1467>（約 97,000 人）

20 世紀中に死亡した日本人の情報を収録、姓名のヨミ、出身地等での検索も可能です。

(12) [『明治過去帳：物故人名辞典』](#)<GB13-E19>（約 21,000 人）

明治時代の新聞・官報、各地の墓石をもとに、

¹ [国立国会図書館リサーチ・ナビ](#)>[調べ方案内](#)>[学術一般](#)>[著者の没年を調べるには](#)

² 詳細は「ご利用方法」([国立国会図書館デジタルコレクション](#)>[ヘルプ](#))「[2-2 \(a\). 書誌情報エリア](#)」参照。

³ Virtual International Authority File は、各国の国立図書館等から典拠データの提供を受けて、個人、団体といたった同一の実体に対する典拠レコードを同定し、相互にリンクさせるシステム。使い方は下記の記事を参照。収集・書誌調整課書誌調整係「[典拠の国際流通—バーチャル国際典拠ファイル \(VIAF\) への参加 \(2\)](#)」『[NDL 書誌情報ニューズレター](#)』国立国会図書館収集書誌部、2013 年 1 号、2013. 3

⁴ <>内は国立国会図書館請求記号。() は収録者数。以下同様。

明治時代の物故者の事跡を記しています。

(13) 『[大正過去帳：物故人名辞典](#)』<GB13-30> (約 4,000 人)

新聞報道をもとに、大正時代の物故者の事跡を記しています。姓名から調べる場合は目次の後にある索引で検索します。

(14) 『[人物物故大年表 日本人編](#)』<GK2-H15, GK2-H16> (第 1 巻 [\(古代-1945\)](#) 約 55,000 人、第 2 巻 [\(1946-2004\)](#) 約 56,000 人)

古代から 2004 年までに死亡した日本人や日本に帰化した人物、日本と関係の深い人物を収録しています。本文は没年月日順になっており、各巻末には人名索引があります。

以上、物故者を中心に一般的な人名事典を挙げましたが、調査対象の著者が特定分野の専門家の場合、その分野の事典に記載がある場合があります(「4. 没年調査の事例」参照)。

3. 新聞記事(訃報など)から調べる

訃報のほか、存命中の記事から著作権保護期間内であるかを判断できる場合があります。

新聞データベース⁵

(15) 「ヨミダス歴史館」(読売新聞)

明治 7 (1874) 年 11 月(創刊)以降。

(16) 「聞蔵Ⅱビジュアル」(朝日新聞)

明治 12 (1879) 年(創刊)以降。

(17) 「毎索」(毎日新聞)

明治 5 (1872) 年(創刊)以降。

新聞記事索引

(18) 『[朝日新聞人名総索引](#)』<UP58-H1 ほか>

大正元(1912)年 7 月から平成 4 (1992) 年 12 月までの朝日新聞記事の人名索引です。

4. 没年調査の事例

では、当課で実際に行った没年調査を紹介します。元「中央公論」編集長の畑中繁雄氏の没年を知りたいとの相談でした。知名度の高い雑誌の元編集長なので、上記いずれかの参考図書やデータベースに期待しましたが、世の中そう甘くはありませんでした。(8) と (19) に記事はありましたが、没年情報は掲載されていません。

そこで、元「中央公論」編集長という情報をヒントに、出版やジャーナリスト関係の人名辞典で探すと、『[出版文化人物事典](#)』(<UE2-L1 >) に没年(1998 年 12 月 12 日没)が掲載されました。没後 50 年間は保護期間となることから、同氏の著作物は 2049 年 1 月 1 日から自由に利用できることとなります。⁶

このように、没年調査は一筋縄でいかないことも多いのですが、活躍した分野や出身地などの情報を活用することで回答を得られる可能性が高まります。

5. 著作権者の連絡先を調べるツール

保護期間にある著作物を複写やデジタル化で利用する場合、原則として著作権者(著作者・継承者)の許諾が必要なため、著作権者の連絡先を探すことになります。

(19) 『[文化人名録](#)』(別書名『[著作権台帳](#)』)<GB13-G12>

著作、略歴、著作権者の連絡先等が記されています。冊子体は 2001 年刊行 [第 26 版](#)<GB13-G12>、CD-ROM 版は 2002 年刊行『[著作権台帳 CD-ROM](#)』<YH231-2516>を最後に刊行が終了しています。

(20) 『[文芸年鑑](#)』<Z42-41>

巻末に「文化各界名簿」、「著作権継承者名簿」が収録されています。

(たなか りょうのすけ)

⁵ ご紹介しているデータベースは契約データベースです。

⁶ 保護期間は著作者の死亡日の属する年の翌年 1 月 1 日から起算するため、この場合は 1999 年 1 月 1 日から起算します(著作権法第 57 条)。1998 年に死亡した著作者の著作物は一律 1999 年 1 月 1 日が起算日です。

著作権研究に CRIC 資料室の資料活用を

公益社団法人 著作権情報センター (CRIC) 深澤 一央

はじめに

2010年11月にも『びぶろす』への紹介の機会をいただきましたが、今回は著作権特集ということで、当センター資料室の、主に蔵書の内容について紹介させていただきます。



図1. 著作権情報センター資料室

1. CRICの活動と資料室の役割

著作権情報センター（以下「CRIC」）の歴史は古く、1959（昭和34）年に、日本音楽著作権協会、日本放送協会、日本民間放送連盟、日本レコード協会の4団体によって、「著作権資料研究所」として発足しました。

発足当時の主な業務はこれら4団体が著作権実務を行うにあたって必要とする共通の資料、とりわけ音楽の情報資料を収集し、活用することでした。CRICは1992年に「著作権情報センター」に改称し、現在に至っておりますが、資料室の開設は比較的遅く、それから5年後の1997年に事務所を東京オペラシティタワーに移転したときからとなります。

CRIC発足のきっかけが、著作権関係の資料収集・管理だったことから、一般の閲覧に供する資料室の開設は関係者の悲願だったと言えるでしょう。この目的で開設された当資

料室は、当初から著作権・著作隣接権および知的財産権に関する国内外の文献・資料・論文等を収集し、一般に公開しています。

2013年1月の事務所移転に伴い、資料室は新宿区北新宿の「[新宿フロントタワー](#)」に移転しました。

2. 蔵書の内容について

蔵書構築にあたっては、著作権制度の研究者による図書選定委員会を定期的に開催し、その推薦と合議によって収集する図書等を選定しています。2014年11月現在の蔵書数は約33,000冊であり、著作権制度に関する国内外の図書資料の収集・整備に関しては、日本で最も整った施設の一つであるとの評価を得ています。

1999年11月からは、CRICホームページに[資料室のページ](#)を設置し、開室状況や蔵書の確認などができるようにしています。

洋書は、シリーズ図書や雑誌を特に豊富に取り揃えています。例えばドイツでの著作権論文集UFITA (Archiv für Urheber und Medienrecht)¹を所蔵している施設は、日本では当資料室のみのようですし、ドイツの判例集雑誌ZUM (Zeitschrift für Urheber- und Medienrecht)を1957年の創刊号から所蔵しているほか、同じくドイツの知的財産権の雑誌Zeitschrift für Geistiges Eigentumや、フランスの知的財産権の雑誌であるPropriétés intellectuelles、LEGIPRESSEなども所蔵しています。また、加除式の洋書についてもNimmer on Copyright（米国著作権法に関す

¹ 不定期発行の論文集で、1928（昭和3）年分から現在まで200冊近く所蔵。

る論文集：英語）、Proprié Litéllittéraire et artistique: Juris-Classeur⁶（著作権・知的財産権：フランス語）など基本資料を揃えています。なお、ドイツ語の資料が多いのは、ドイツは特に著作権の先進国で、発行物も多くなっているためです。



図 2. 資料室の書架

和書では、著作権法学会の「著作権研究」[北海道大学グローバルCOEプログラムの「知的財産法政策学研究」](#)など学会や大学などの紀要が多数寄贈されており、2005年度からこれらとは別に、紀要や法律雑誌、論文集等に掲載された著作権・知的財産権等に関する論文抜刷の収集も積極的に行っています。

これら論文の情報は、国立国会図書館の蔵書検索や「法律判例文献情報」などの雑誌から得ています。これらから得た情報をもとに執筆者に連絡して、寄贈または国立国会図書館の複写サービスでの複写の許諾をお願いして²収集しています。

現在の論文の蔵書数は 680 編余となっており、これらの論文についても書籍や雑誌と同様にホームページから蔵書状況を検索することができます。

このほかに一般の図書館等には見られない特徴として、著作権関係団体などから寄贈された機関誌の充実があります。これら機関誌の中には、ほかでは見ることができない実務に関する貴重な情報や思わぬ論考などが多

く含まれており、著作権に携わる実務者や研究者にとっても貴重な情報源となっています。

また、蔵書の中には、著作権研究者や著作権関係機関から寄贈された貴重な資料が少なくありません。例えば、著名な研究者である野村義男氏からはイギリス法令・法案、国内の著作権草創期の論文や資料を、文化庁からは文化審議会著作権分科会答申・報告書の資料や法案コンメンタールなど日本の著作権法制度を確立していく過程の検討資料等を寄贈していただいています。

3. 資料室の利用方法について

当資料室は、年末年始や CRIC の夏季休業期間、蔵書点検時などの特別な時期を除き、CRIC が業務を行っている平日の午前 10 時から午後 5 時（正午から午後 1 時を除く）の間どなたでも無料で利用できます。資料の貸出サービスは行っていませんが、来室いただければ貴重書であっても閲覧が可能です。

資料室内には閲覧スペースを設けており、蔵書検索用の PC を設置しています。

おわりに

「一億総クリエイター時代」が到来し、今や著作権制度は、社会と密接な関わりを持つとともに、常に意識していくことが必要不可欠なものとなっています。そのような時代において、「著作権思想の普及」と「著作権制度の改善と研究を通じての著作権保護」を図ることにより文化の発展に寄与するという当センターの目的を果たすべく、私どもは資料室の運営のみならず、情報の提供や調査研究などの活動を推進していきたいと考えています。

多くの皆さんに足を運んでいただき、当資料室が著作権研究の一助になれば幸いです。

（ふかさわ かずひさ）

²（編集注）著作者に収集趣旨を説明し、全文複写の許諾を得ているということ。許諾を得ずに図書館で複写できる内容については、本号記事「図書館でのコピーサービスと著作権」を参照。

【支部図書館紹介】

支部最高裁判所図書館を見学して

支部厚生労働省図書館 降旗 紅子

1. はじめに

平成 26 年度国立国会図書館行政・司法各部門支部図書館職員特別研修「支部最高裁判所図書館見学」が 9 月 26 日に行われました。各支部図書館から多数の参加者があり、今回の見学への関心の高さがうかがわれました。以下に見学会の内容についてご報告します。

2. 図書館概要

[最高裁判所図書館](#)は、昭和 23 年 12 月 21 日裁判所法の一部を改正する法律の公布（同日施行）によって、最高裁判所に設置されることになり、昭和 24 年 7 月 1 日に旧大審院図書館の蔵書約 6 千冊を引き継いで発足しました。昭和 49 年 5 月より隼町に移転して、現在に至ります。



閲覧スペース

裁判所唯一の図書館¹として、全国の裁判所職員に対し、裁判に必要な資料等を提供するほか、裁判所以外の司法関係者（弁護士等）に図書館奉仕を行っている法律専門図書館であり、学術研究目的で利用する 18 歳以上の者（一般利用者）にも公開しています。

3. レファレンスサービス

裁判所唯一の図書館として判例集、法令集、法律図書、法律周辺諸科学の図書、法律雑誌、裁判事務に必要な図書資料の収集・整備をしており、全国の下級裁判所に対する閲覧、貸出し、複写及びレファレンス等の図書館業務を行っています。また、諸外国の裁判手続き等の日本語資料の所在調べにも対応しています。蔵書数（平成 26 年 3 月 31 日現在）は、図書 271,093 冊（視聴覚資料等の非図書資料含む。）、雑誌 1,100 種、加除式資料 142 種です。

4 階大閲覧室内には新着図書だけを排架したコーナーを設けて、一定の期間、閲覧できるようにしています。また、図書の早期整備にも尽力しており、一昨年から新刊和法律図書の内、入手が容易な図書については毎月 1 日から 15 日に発刊された図書は翌々月中旬頃を、16 日から月末までに発刊された図書は翌々月下旬頃を目処として、図書館システムに登載し、閲覧、貸出及びレファレンス対応ができるようにしています。

4. 見学会

最も印象に残ったことは、災害への備えです。書庫には空調設備があり、年間を通じて室温、湿度を一定に保ち、火災に備えて、図書資料を傷めず消火できるハロゲン化物利用による消火装置が設置されています。先般の東日本大震災の時も特段の支障はなかったようで、備えを万全にされていたことが分かります。ほかには、4 階にある大閲覧室や洋書

¹ 高裁、地裁、家裁等には資料室が設置されている。

閲覧室のゆとりある広いスペースと落ち着いた雰囲気印象的でした。また、5階には事務室と2層構造の書庫等があり歴史的に貴重な資料が所蔵されています。



4階洋書書庫

貴重な特殊コレクションは、全国の裁判所に保存されていた明治期に刊行された和図書（いわゆる「明治文庫」）、元大審院長細野長良の所蔵であった1800年中期から1900年代初期に刊行されたドイツの法律書を中心とした図書及び雑誌（いわゆる「明治文庫 洋書版」）、増島六一郎博士²が所蔵されていたコモン・ロー関係の洋書（正求堂文庫）、ロックフェラー財団から寄贈されたナショナル・レポーター・システム³に属する1879年から1955年までの米国州判例集等の所蔵があり、貴重書の多さに圧倒されました。



5階1層書庫

最高裁判所図書館見学後に、最高裁判所大法廷及び第一小法廷についても見学する機会を得ました。最高裁判所には、最高裁判所長官を含む15人の裁判官全員で構成する大法廷と5人の裁判官で構成する三つの小法廷が

あり、全ての事件はまず小法廷で審理します。ほとんどの事件がこの審理及び裁判で終了しますが、小法廷で審理した事件の中で、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを判断するときに限って、事件を大法廷に移して審理及び裁判をすることになります。最高裁判所では、年間約1万2千件の事件を受け付けるそうですが、平成25年に大法廷が使用されたのは3回（非嫡出子の法定相続分等）のみと知り驚きました。続いて、第一小法廷へと進みました。なお、最高裁判所では[大法廷の見学ツアー](#)等を実施していますので、一度足を運ばれてはいかがでしょうか。

5. おわりに

裁判所唯一の図書館として、必要な図書資料の収集、早期整備に工夫をされていることやレファレンスサービスに尽力なさっている点など、今後の業務を行う上で参考にさせていただきたいことがたくさんありました。

最後になりましたが、丁寧なご説明と有意義な見学会を開いていただきました最高裁判所図書館の皆様にご心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

（ふりはた べにこ）

² 弁護士。中央大学の前身である英吉利法律専門学校の創立に参加し、初代校長に就任した。

³ ウェスト社発行の全米判例体系のこと。

平成 26 年度第 100 回全国図書館大会 (東京大会) に参加して

支部会計検査院図書館 原田 明子

1. はじめに

[平成 26 年度全国図書館大会](#)は、「図書館文化を明日の力に」をテーマに、平成 26 年 10 月 31 日 (金) 及び 11 月 1 日 (土) の 2 日間にわたり、明治大学駿河台キャンパスを会場に開催されました。今大会の開催は、ちょうど第 100 回目に当たり、また主催の日本図書館協会が今年 1 月に社団法人から公益社団法人に衣替えをして最初の大会という二重の意味で記念すべき大会となりました。今回は、公募形式の分科会が行われるなど、新たな試みも行われ、図書館の今後の方向性を考える上で大変意義のある大会となりました。

本稿では、その一部について私なりの感想を交えながら御紹介したいと思います。

2. 記念フォーラム (第 1 日目)

まず初日は、開会式のほか、記念フォーラム「言葉を育てる・社会をつなげる・未来を創る」として、VTR 上映を交えてのパネル討議が行われました。

VTR の上映では、パネリストの山根基世氏 (元 NHK アナウンサー) が行っている宮城県気仙沼市での朗読活動の取組や、鳥取県立図書館のビジネスパーソン、企業等への支援活動、北海道恵庭市での「[恵庭まちじゅう図書館プロジェクト](#)」などが紹介されました。例えば、同プロジェクトでは、館長として登録した店長がいる市内の飲食店・カフェに店長がお気に入りの本をお店に並べる試み、[札幌市の本の物々交換イベント](#)への参加など色々な試みがされているとのことでした。

その後、町永俊雄氏 (元 NHK アナウンサー) の司会で、パネリスト各氏、山根基世氏、幅允孝氏 (ブックコーディネーター¹、[BACH](#) 代表)、松浦弥太郎氏 (「暮らしの手帖」編集長)、森茜氏 (日本図書館協会理事長) が、VTR で紹介されたそれぞれの活動や、また読書・本についての意見、感想を語り合われました。この中で非常に心に残った言葉として、幅氏の「図書館は蔵書冊数の多さに着目するのではなく、確実に一人の人につなげるからこそが重要であり、本を渡しておわりではない。情報を使うところまで気を使うべきだ。」があります。今後、図書の貸出が業務に本当に役立ったのかに注意を払い、確認する方法を考えていかなければならないと思いました。

また、従来とは違う様々な図書館の取組が紹介され、森理事長が主催者挨拶でも述べられたように、図書館はもはや利用者が借りに来るのを待っているばかりではなく、市民によるコミュニティ文化の担い手として社会の役に立ち、一歩飛び出して行くことが重要であると感じました。

3. 分科会 (第 2 日目)

大会 2 日目は、協会主催の 27 の分科会の他、初めての試みとして 14 の公募型分科会が開催されました。私は、午前は第 107 分科会「公共図書館の電子書籍導入の課題及びその解決について」、午後は第 15 分科会「出版流通 電子書籍導入とデジタルアーカイブ化の展開」に参加しました。

¹ このように紹介しているページもあります。「本の未来を創造する！『ブック・コーディネーター』って知ってる？」 <<http://matome.naver.jp/odai/2140179862393377001>>

第 107 分科会は公募型分科会の一つで「[NPO 法人 知的資源イニシアティブ \(略称：IRI\)](#)」の主催でした。

同分科会は 2 部構成となっており、第 1 部では、日本のプラットフォーム 3 社による電子サービスの概要説明と事前アンケートの結果報告、ディスカッションが行われました。

第 2 部では、「図書館の実情や図書館と出版社の関係から見えるもの」と題したディスカッションが行われました。公共図書館、大学図書館、IRI 代表理事、電子コンテンツの会社の方によって電子書籍導入の実情の報告が行われ、これからの図書館は、蔵書を所蔵し、貸出・返却を行う在来型で良いのか、図書館法第 17 条²は今後の図書館運営の変化に支障なく対応できるのかなど問題が提起され、各問題に対し、色々な意見が出されました。

次に参加した第 15 分科会では、まず「問題提起 電子書籍導入における時期尚早論を批判する」と題した基調報告が行われました。そこでは「電子書籍導入はそれ自体が目的ではなく、新しい知識情報基盤を構築し、利用者への情報サービスを積極的に行う図書館に変容することが重要なことであり、その質の向上のために図書館大会での討議が大切ではないか」との問題が提起されました。

その後、電子書籍サービスを実際に行っている 2 館の例が報告がされました。

[札幌市中央図書館](#)が電子書籍の館外サービスを開始したのは、平成 26 年 10 月からですが、事前に市民モニター 500 名による実証実験やサービス要件、メリット、可能性を検討した上で実施したとのことでした。その他にも、札幌、北海道の出版社と共同での書籍電子化、市民、他部局との電子出版、学校活動、授業と図書館サービスとの連携実験なども行

っています。また、札幌広域圏の 6 つの公共図書館と「電子図書館サービスにおける図書館連携研究会」を立ち上げ、資料電子化の実証実験を行い、結果をまとめたとのことでした。

[大阪市立図書館](#)は平成 24 年に政令指定都市の図書館では初めて本格的に電子書籍を導入した図書館です。導入後もシステム更新時に電子書誌データを作成して蔵書検索を可能とするなど機能向上をはかったそうです。今後も現行サービスの利用促進に努める一方、新たなサービスモデル動向も見据えつつ、提供方法について更に検討するとのことでした。

当支部会計検査院図書館は、主に職員を対象とした専門図書館で、電子書籍の導入が今後必要であると認識しつつも、どのような形での導入が良いか模索している段階です。今回報告をされた図書館は公立図書館で、当館と館種は違いますが、電子書籍を導入するだけでなく、その先の新たなサービスも展開、検討されているなど、新たな点に気付かされ今後の参考になりました。

4. 終わりに

今回の図書館大会に参加して、今後当館の利用者に合ったどのような図書館を目指すのか、利用者のニーズに合った新たなサービスとして、電子書籍の導入、他の業務支援等何ができるのかを予算、状況の制約もある上で考えていかなければならないと感じました。

最後に今大会の運営に尽力されました関係者の皆様方に心よりお礼申し上げます。

来年 10 月 15 日、16 日に東京の国立オリンピック記念青少年センターで開催とのことですので、次回も素晴らしい大会となりますことを祈念いたします。

(はらだ あきこ)

² 図書館法第 17 条「公立図書館は、入館料その他の図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」

日 誌（平成 26 年 9 月～平成 26 年 12 月）

平成 26 年	9 月 10 日	支部図書館長異動 警察庁図書館長 白川 靖浩（前 斉藤 実）
	9 月 25 日 ～11 月 13 日	支部図書館・分館ヒアリング
	9 月 26 日	平成 26 年度行政・司法各部門支部図書館職員特別研修 「支部最高裁判所図書館見学」
	10 月 21 日	平成 26 年度行政・司法各部門支部図書館新規配属職員研修（秋期） 「支部図書館制度等に関する説明会」 「国立国会図書館の見学」 「利用者サービス案内の基礎」 「NDL-OPAC の検索、各種サービスと申込方法」
	10 月 31 日 ～11 月 1 日	日本図書館協会全国図書館大会 平成 26 年度（第 100 回）東京大会
	11 月 2 日 ～8 日	第 16 回図書館総合展
	11 月 14 日	平成 26 年度第 2 回兼任司書会議
	12 月 1 日	平成 26 年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会 特別講演「電子書籍・雑誌の現状と図書館に示唆するもの」 （館外講師：植村 八潮（専修大学文学部教授））
	12 月 8 日	平成 26 年度行政・司法各部門支部図書館職員特別研修 （資料保存関係派遣研修）特許庁図書館

国立国会図書館刊行物紹介（平成 26 年 9 月～平成 26 年 12 月）

当館 HP に公開されている刊行物の中から、平成 26 年 9 月～平成 26 年 12 月の間に公開された記事の一部を紹介します。

[『国立国会図書館年報』](#)

国立国会図書館の経営及び財政状況を衆・参両議院の議長に年度ごとに報告するものです。基本的な統計等も収録しています。

- [平成 25 年度](#)

既刊は「[国立国会図書館デジタルコレクション](#)」でご覧になれます。

[『国立国会図書館月報』](#)

国立国会図書館の蔵書や各種サービスについて総合的に紹介する広報誌です。2004 年 4 月以降は PDF 形式でご覧いただけます。

- 図書館、市民、社会：知識の合流 世界図書館・情報会議 第 80 回国際図書館連盟 (IFLA) 年次大会 ([645 号 \(2014 年 12 月\)](#))
- 特集 国立国会図書館と脚本・台本 ([644 号 \(2014 年 11 月\)](#))
- 憲政資料室の新規公開資料から ([643 号 \(2014 年 10 月\)](#))
- なぜ国立国会図書館で「科学技術プロジェクト」なのか？ —専門調査員に聞く ([642 号 \(2014 年 9 月\)](#))
- ・ ([2014 年刊行分一覧](#))
- ・ ([2013 年刊行分一覧](#))

[『調査と情報』－Issue Brief－](#)

国政上の重要課題について、その背景・経緯・問題点等を簡潔にとりまとめた雑誌です。

- No.836 「[企業の内部留保をめぐる議論](#)」 (2014.11.11)
- No.835 「[新しい研究不正ガイドラインの論点—ガイドラインの課題とガイドライン後の課題—](#)」 (2014.11.6)
- No.834 「[日本の当面する外交分野の諸課題—近隣東アジア外交を中心に—](#)」 (2014.10.30)
- No.833 「[安全保障法制をめぐる経緯と論点—集団的自衛権と武力行使の新 3 要件を中心に—](#)」 (2014.10.28)
- No.832 「[刊行一覧—2007 年から現在まで—](#)」 (2014.10.2)
- No.831 「[米英仏のアルコール対策—飲酒に関する法規制と健康対策—](#)」 (2014.9.16)
- No.830 「[諸外国における犬猫殺処分をめぐる状況—イギリス、ドイツ、アメリカ—](#)」 (2014.9.16)
- ・ ([2014 年刊行分一覧](#))
- ・ ([2013 年刊行分一覧](#))

[『外国の立法』](#)

諸外国の立法動向を簡潔にまとめています。季刊版と月刊版があります。

- 「[アメリカの2006年改訂統一死体提供法](#)」(No.262 (2014年12月：季刊版))
 - 「[【アメリカ】抗生物質耐性菌との闘いに関する大統領令](#)」(No.261-2 (2014年11月：月刊版 立法情報))
 - 「[【アメリカ】2014年道路交通資金調達法](#)」(No.261-1 (2014年10月：月刊版 立法情報))
 - 「[イギリスの2013年名誉毀損法](#)」(No.261 (2014年9月：季刊版))
- ・・・他

また、月刊版では、各国の立法情報をコンパクトにまとめた短信も掲載しています。

- ・2014年11月：月刊版 [短信](#)
- ・2014年10月：月刊版 [短信](#)
- ・[\(2014年刊行分一覧\)](#)
- ・[\(2013年刊行分一覧\)](#)

[『カレントアウェアネス』](#)

図書館及び図書館情報学における、国内外の近年の動向及びトピックスを解説・レビューする情報誌です。

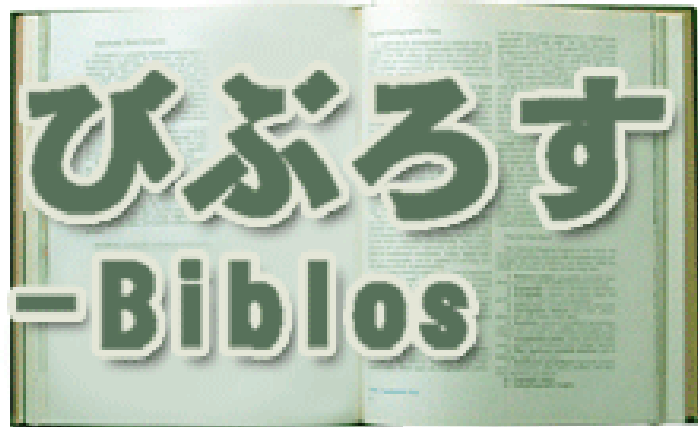
「[大学の研究戦略支援業務を支える研究力分析ツール](#)」(No.322 (CA1833-CA1839) 2014.12.20)

「[ウェブスケールディスカバリと日本語コンテンツをめぐる諸課題—海外における日本研究の支援を踏まえて](#)」(No.321 (CA1827-CA1832) 2014.9.20)

・・・他

※※次号『びぶろす』68号のお知らせ※※

2015年4月発行予定です。



67号

平成27年1月

発行 / 国立国会図書館総務部
ISSN : 1344-8412

web版ではリンクをご活用いただけます

<http://www.ndl.go.jp/jp/publication/biblos/>

 国立国会図書館
National Diet Library, Japan